

会 務 月 報

第486号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第3回 景観・まちづくり専門委員会 議事概要

日 時 令和5年6月30日（金）15:00～17:10

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 村田良太

委 員 米田正彦、伊藤公績、内田康博、小倉 凡

事務局 前田、三浦、鈴木

欠席者 委 員 寺本 勉

<配布資料>

資料1：まちの「窪み」と「隙間」の緑化が街路景観に及ぼす影響に関する考察（東京会）

資料2-1：活動紹介シート—もみじの小路町家群再生プロジェクト（京都会）

資料2-2：京都町の家—もみじの小路の紹介記事

資料3：大阪港の近現代・未来を俯瞰するビュースポットサイクリング（大阪会）

資料4：歴史まちづくり活動紹介シート（佐賀会）

資料5-1：建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会〔第1回WG資料〕

資料5-2：良好な景観を誘導する協議に係る支援対象自治体等の募集案内書

議 事

1. 単位会会員の景観・まちづくり活動の会誌掲載についての確認等

○単位会会員が景観・まちづくり活動をしている事例を会誌に掲載していくこととし、アンケートに対して4単位会より事例（概要）の提出があり、会誌掲載に向けて確認した。

☆「まちの「窪み」と「隙間」の緑化が街路景観に及ぼす影響に関する考察」について、米田委員より概要説明がなされた。（資料1）

・大学の研究活動の中で考察としてまとめた内容となっている。

・会誌掲載用には図等をビジュアルにして工夫したいと考えている。修正して再度提出することとした。

・昨年発行した事例集と同様に見開きで掲載できるようにしたい。

☆「もみじの小路町家軍再生プロジェクト」について内田委員より提出された。（資料2-1、2-2）

・雑誌に掲載された京町家の5棟の再生と今後の計画について概要説明がなされた。

・会誌掲載用の内容にして原稿を事務局へ送付することとした。

☆「大阪港の近現代・未来を俯瞰するビュースポットサイクリングの活動」について大阪会より提出され、内容を確認した。（資料3）

・港のビュースポットを知ってもらうために情報提供されたものなのか、単年のイベントなのか、または毎年行われているのか全容がつかめないの、活動の内容をもう少し詳しく教えてもらいたい。加筆してもらえるよう大阪会事務局に依頼することとした。会誌に掲載したい。

☆佐賀会より歴史まちづくり活動の概要シートが提出され、確認等をした。（資料4）

・活動の主体は佐賀県建築士会鹿島支部となっており、その中で事務所協会の会員が活動に参加しているものと思う。活動事例集でも他団体主体の事例を紹介しているものがあるので掲載したい。

・活動履歴にある内容で、具体化して記事に書けるプロジェクト等を出してもらうよう依頼する。主に平成18年の旧乗田家住宅保存修理（鹿島市重要文化財）や鹿島市重要伝統的建造物群保存地区（2地区）内外の建造物の修理・修景などが挙げられる。

☆会誌にはシリーズとして11月号以降に掲載していくことで会誌編集専門委員会に提案したい。また、新たなシリーズ名を検討し、「景観・まちづくりプレビュー」とすることとした。第1回は内田委員の記事とし、最初にシリーズとしていく旨、紹介文を載せることにする。

2. 「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」

WGの検討状況の報告

○米田委員および寺本委員が日事連のWG委員として出席している。米田委員より6月9日に行われた第1回会議での検討状況の報告がなされた。(資料5-1, 5-2)

・WGのメンバーは、建築関係5団体とオブザーバーの国土交通省市街地建築課等であり、開催支援協力事業者の(株)都市環境研究所の主導で会議が行われている。

・良好な景観を誘導する協議に係る支援対象自治体等の募集の実施や、令和4年度に作成した事例集「まちを変える景観デザインレビュー」のPR方法をどのようにしていくか、全国大会の場で紹介(新刊の事例集と以前発行したデザインレビューの小冊子3種類およびパネル展示を想定)していくことなどが案として挙がっているが、今から今年の全国大会でブースを設けることを提案するのは難しい。

・協議会(親会)が実質休止状態となっているが、今後体制をどのようにしていくか、再構築について検討されている。

○次回委員会は、今後開かれる第2回推進協議会WGの検討状況等を勘案し、秋頃に日程調整のうえ、Web会議で行うこととした。

■第6回会誌編集専門委員会 議事概要

日 時 令和5年8月4日(金) 14:00~15:45

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 荻窪伸彦

副委員長 宇塚幸生

委 員 田端友康、鈴鹿美穂、小泉 厚、齊藤滋史、
福山雅也

オブザーバー (株)ジェイクリエイト 城市奈那、
井手真梨子

事務局 居谷、前田、三浦、鈴木、井上

欠席者 広報・渉外委員長 石井繁紀

<配付資料>

資料1: 令和5年9月号台割

資料2: 令和5年10月号台割

資料3: 令和5年11月号台割

資料4-1: 特集提案 屋上のレシビ(案)

資料4-2: 特集提案 変わりゆく銀行建築、宇宙開発 宇宙
で暮らす

資料5: 景観・まちづくり活動事例の紹介のための会誌掲載に
ついて

資料6-1: 会誌への声について

資料6-2: 『会誌への声』アンケートフォーム

参考: 令和5年度 年間台割表

議 事

1. 直近の会誌(7月号・8月号)の掲載内容についての意見交換
会誌の掲載内容について、各委員より感想等を述べた。

<7月号>

◇表紙

・特集と繋がりのある表紙で良かった。

◇特集1 歴史的都市で創る

・非常に読み応えがある特集だった。

・以前特集した伝建地区や歴史的建造物の活用とも関連のある
内容であり、一つのまとめといえる特集だった。

・もう少しインタビューの量が欲しかったが、その分事例紹介な
どが豊富だったので、全体としては良かったと思う。

・事例紹介(キトラ古墳や宇治)の記事が、インタビューの一部
であるように読み取れた。タイトルに「事例紹介」などがつい
ていると、明確に区別できてより分かりやすかった。

・鎌倉大仏の記事が興味深かった。

・建築メインの内容ではなかったため、写真は迫力に欠ける印象
だった。

・知識欲を満たす特集だったが、一方で、建築士として伝統的建
造物に関わる機会はあまり無いのもっと実務的な特集が増え
てもよいと感じた。

◇特集2 第45回建築士事務所全国大会(鳥取・島根大会)

・「松江のモダンイズム建築群」は県庁の職員が執筆されているが、
このように事務所協会の活動を県が支援してくれるのは非常に

良いことだと思う。

- ・特産品の写真が魅力的だった。
- ・執筆者の名前は、冒頭ではなく各記事が始まるページ（タイトル横）に書いた方が分かりやすい。

◇美術館・博物館巡り（沖縄県立博物館・美術館）

- ・美術館内部の様子も分かったと良かった。
- ・もっと写真を多くして、図面も見やすいものだと良かった。
- ・設計者、設立年等の建築情報を記載してほしい。
- ・初めて沖縄から寄稿があったので良かった。

◇賠償責任保険NOTE

- ・天井設計ミスによる結露等のトラブルは身近なものであり、今後はいっそう温暖化を踏まえた設計をしていく必要があると思わされた。
- ・Case1のタイトルは「基礎工法における判断ミスによる損害」だったが、内容は基礎工法に関するものではなかったため、タイトルとの整合性が気になった。

< 8月号 >

◇表紙

- ・タイトルとマッチした写真で、非常に綺麗だった。

◇特集1 祝祭×建築

- ・2件のインタビュー内容のバランスが良かった。
- ・山・鉾・屋台について、初めて知ることが多く勉強になった。
- ・山と鉾の設計を建築士が行ったことは興味深く、内容も図面があったので分かりやすかった。
- ・今回のように、特定のテーマを建築と絡めて紹介してもらえると、知識が広がっていく感じがして充実感がある。

◇美術館・博物館巡り（大塚国際美術館）

- ・7月号同様、建築情報を記載してほしい。

◇青年話創会2022レポート

- ・広島会が行った大学との橋渡し事業はとても良い試みで、参考になった。

◇建築士事務所が知っておきたい法律知識

- ・書面の取り交わしを原則とする、という基礎的な行為の重要性を改めて認識させてくれる良い記事だった。

2. 9月号の編集状況の報告

ジェイクリエイトおよび事務局より、9月号の編集状況について、台割案に基づき説明がなされた。（資料1）

◇特集「カーボンニュートラルの実現に向けたZEB・ZEHの推進」

- ・本特集は2号に亘って実施し、9月号で総論、12月号でZEBを中心とした事例紹介を掲載する。
- ・導入となるインタビューを早稲田大学理工学術院教授・田辺新一氏に行った。
- ・事例紹介は、IKEUCHI GATE、神奈川県開成町新庁舎を取り上げる。
- ・ZEBの種類や事例のガイドとなるようなチャートを作成する。
- ・ZEBは認証制度も複雑なため、一覧表を作成する。
- ・ZEHについても可能な範囲で取り上げる。

◇その他の主な記事等

- ・「全国大会連動企画 見どころ見聞録」は、島根県の見どころ等を掲載する。
- ・「続BIMで変わる、BIMで変える」は、広島工業大学准教授・杉田宗氏が執筆する。
- ・「日事連建築賞作品紹介」は、令和4年度優秀賞を受賞したツバメアーキテクツのBONUSTRACKを掲載する。
- ・「日事連ニュース」は、6月に行われた全国会長会議や定時総会の様子、令和4年度事業報告について掲載する。

3. 10月号以降の特集等の確認・検討

ジェイクリエイトおよび事務局より、10月号・11月号について、台割案に基づき説明がなされた。

< 10月号 >（資料2）

◇特集「令和5年度日事連建築賞」

- ・例年と同じく、日事連建築賞を受賞した各作品を、審査講評とともに掲載する。
- ・各号に連続性を持たせるため、11月号に国土交通大臣賞、12月号に日事連会長賞を受賞した作品の個別紹介記事を掲載する旨、予告を挿入する。

◇その他の主な記事等

- ・「単位会主催の建築賞」についても、例年と同じく各単位会に

原稿募集し掲載する。

- ・「美術館・博物館巡り」は、大分会会員の執筆を予定している。
- ・編集後記は事務局が執筆する。

<11月号> (資料3)

◇特集「洋風庭園と建築」

- ・明治期から現在に続く洋風庭園と建築の流れについて取り上げる。
- ・旧古河庭園や六華苑などを手掛けたジョサイア・コンドルについて、東京大学助教・近藤亮介氏が執筆する。
- ・事例紹介は、武庫川女子大学甲子園会館、旧乾家庭園、豊郷小学校旧校舎群を取り上げる。
- ・全国各地の温室や植物園を手がけてきた瀧光夫について、庭園という切り口から、神奈川大学教授・松隈洋氏が執筆する。

◇その他の主な記事等

- ・「日事連建築賞作品紹介」は、国土交通大臣賞受賞作品を掲載する。
- ・「続BIMで変わる、BIMで変える」は、人イエまちネットワーク・山田清氏（東京会）が執筆する。
- ・編集後記は福山委員が執筆する。

4. 特集の提案について

宇塚副委員長および小泉委員より、特集の提案について説明がなされた。〈屋上のレシビ（案）（宇塚委員提出）〉

（資料4-1）

- ・屋上の利活用事例を紹介し、設計実務の一助となるような特集とする。
- ・事例は、ビジネスビルや病院、マンション、住宅等、バラエティに富んだ内容としたい。
- ・大学教員やランドスケープアーキテクトによる総論と、事例紹介の各論という記事構成を想定している。

【意見】

- ・防水や重量等の制約に関する技術的な話題も入れてほしい。

<変わりゆく銀行建築、宇宙開発 宇宙で暮らす（小泉委員提出）>（資料4-2）

◇銀行建築

・銀行建築といえば、かつては重厚かつ古典的なものであったが、時代が下がるにつれ、特徴ある建築も出現するようになった。さらに、最近ではフィンテックの導入等、OA化により従来の業務スペースが不要となったことから、付加価値を取り入れた形態へと変化してきている。

- ・特集では、銀行建築の創設期から現在・未来の変遷について解説し、最近の事例紹介も行う。（北九州銀行八幡中央支店、浜松いわた信用金庫森田支店・東伊場支店（スイーツバンク）等）

【意見】

- ・従来様式の銀行建築、銀行以外の用途で活用する「逆パターン」を取り上げて面白いのでは。

◇宇宙開発

- ・宇宙開発が激化する昨今、現在構想中の宇宙生活の話題を取り上げる。
- ・切り口としては、国の取り組み、大学での取り組み、ゼネコンの取り組み等が考えられる。

検討の結果、今後の特集スケジュールを以下のとおりとすることとした。

2月号：屋上のレシビ

3月号：大阪万博

4月号：宇宙開発または銀行建築

5. 景観・まちづくり活動事例の紹介のための会誌掲載について

事務局より、景観・まちづくり専門委員会の活動事例の紹介のため、「景観・まちづくりプレビュー」の連載を企画したい旨、説明がなされた。（資料5）

協議の結果、原則として偶数月の号に連載していくことを承認した。また、2022年12月に発行した『景観・まちづくり活動事例集—持続可能なまちづくり—』に掲載した事例を会誌にも掲載可能であるか、事務局から景観・まちづくり専門委員会へ確認することとした。

6. 会誌への声について

事務局より、会誌への感想・意見等を募集するアンケートフォーム「会誌への声」を再設置することについて、説明があった。（資料6-1、6-2）

協議の結果、まずは感想等が知りたいと要望のあったBIM記事の中に、専用の感想フォームのリンクを掲載することでBIMと情報環境WG担当と調整することとした。

【意見】

- ・自由記述欄が多いと回答率は低くなる。記事毎に感想を選択する形式にしてはどうか。
- ・前号で面白かった記事を選択してもらう形式にしてはどうか。
- ・自発的にQRコードを読み込んで回答してくれる読者は少ないと思われるので、単位会経由でアンケートへの協力依頼をするのが効果的なのは。
- ・記事毎の人気や反響を調査するのは当委員会として有意義であるので、会誌全体に対するアンケートを設置する場合は、本誌1頁を割りアンケート実施を大きく告知してはどうか。

7. その他

- ・鈴鹿委員より、1月号の全国大会特集にて、昨年に続き女性交流会も執筆記事枠を押さえるよう依頼がなされた。

次回委員会 10月6日（金）10:00～12:00

次々回委員会 12月1日（金）15:00～17:00

■第2回 日事連建築賞選考委員会 議事概要

日 時 令和5年8月9日（水）14:57～17:20

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 松村秀一

委 員 石坂聡（代理：木本雄太）、伊藤香織、
加茂紀和子、中谷正人、原田真宏、丸川眞太郎

特別出席 児玉会長（審査後出席）

事務局 居谷、前田、三浦、中村、井上

＜配付資料＞

資料1：令和5年度日事連建築賞現地審査実施記録

資料2：令和5年度第1回日事連建築賞選考委員会選考結果

資料3：審査講評の作成について

別紙1・2：評価、意見交換メモ

参考1：第1回日事連建築賞選考委員会概要

参考2：令和5年度日事連建築賞募集要項

＜議 事＞

- （1）現地審査の実施状況および第1回選考委員会の選考結果の確認について

事務局より、本年度の現地審査の実施状況および第1回選考委員会の選考結果の説明がなされた。〔資料1・2〕

- （2）各賞の選考について

7月5日から8月9日にかけて行われた現地審査の結果を踏まえて協議・検討を行い、国土交通大臣賞1作品と日事連会長賞1作品を選定した。

さらに協議を重ね、優秀賞として一般建築部門から4作品、小規模建築部門から3作品および奨励賞として一般建築部門から5作品、小規模建築部門から5作品を選定した。

〔別紙1・2〕

- （3）審査講評の作成について

事務局より、委員長および各委員に、プレスリリースおよび会誌「日事連」掲載用の審査講評／コメントの執筆・顔写真提供依頼がなされた。〔資料3〕

- （4）その他

中谷委員より、来年度は落選した応募作品についての審査員からのコメントを一言でも作成するのはどうかとの提案がなされた。次年度、改善点として検討することとした。

■第16回 法制度対応特別委員会 議事概要

日 時 令和5年7月19日（水）10:00～11:48

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 上野浩也

委 員 原 行雄、黒木正郎、白井 勇、岩本茂美

特別出席 児玉耕二会長

事務局 居谷、千浜、東小川、吉田

欠席者 委 員 木下賀之、井手添誠、仲摩和雄

議 事

○議事に先立ち、児玉会長より業法について日事連として今後どのように活動していくかの方針について法制度対応特別委員会で検討してほしい旨、発言があった。

(1) 意匠法意見交換会について

○事務局より資料1-1、資料1-2により7月13日に開催された設計三会と特許庁との意見交換会の概要が説明された。資料1-1が当日の資料、資料1-2が意見交換概要である。主な内容は以下の通り。

- ・意匠登録制度に関しての検討を要望したい事項、制度全般について質問、意匠登録案件についての質問、個別登録事例に関する追加質問等を三会でまとめ、特許庁からの回答を得、それぞれについて意見交換を行った。
- ・特許庁として審査に当たっては、公知資料との比較で新規性を認めていること、どのような資料を参照したかについては、参考資料として意匠広報に掲載しているとの回答があった。

○次のような意見交換を行った。

- ・公知のものとなった日付について特許庁では手間をかけて調べているという印象を受けた。業界団体としては、参考にしてほしいサイトなどを海外のサイトを含めて紹介してあげればよい。公知意匠をなぜ狭くとらえているかについては、建築物には膨大なストックがあるので狭くとらえる必要があるということであった。類似性そのものは広くとらえるものも狭くとらえられるということが公開情報ではわからないので、そのあたりをもう少し深堀りできれば我々のリスクが減るかと感じた。
- ・寸法を決めてということではなく、窓がこう作られている、4階のものを5階にただけではだめということで、少しずつ変えれば違うところがあるという印象を受けた。また公知意匠の考え方で近隣への説明のために配布したパンフレットなどでも公知となることが確認できてよかった。
- ・新規性の判断は公知意匠の参考資料との類否判断。公知意匠は外郭団体が集めている。こちらから提供することも可能。竣工パンフレット、パネルなどを三会でフォーマットを作って参考資料としてデータ化できれば類似のものを後から登録しようとしてもできない。参考資料をどんどん集めてしまえば類似のものは登録できなくなる。
- ・新規性は公知案件との類否で行うことがわかった。かなり狭く判断される。角度が変わる、位置が変わるなどで審査官の判断

によって意匠として認める。我々から見ると意匠のデザイン概念自体が包括的に登録されていると解釈しがちだが、そうではなく類否案件と除外したごく狭い意匠が登録されている。集めている事例がどの程度でその中で類否の判断をしているかがよく見えないことが問題の一つ目。二つ目は外から見ると広くデザインそのものが意匠と思いがちだが、特許庁では狭くとらえていて、意匠権で登録されている範囲がどれくらいなのかがわからないとトラブルが起きる可能性があり、今後の課題。

- ・申請している側の意匠の範囲と特許庁の考える範囲はだいぶ違う。参考になっている意匠は公知資料で公表の許可を取ったものだけ。
- ・前回の意見交換会から考えると、意見交換会の議事録自体は公開しないしてほしいとなる可能性がある。今回の資料は事務局でこんな話だったと概要をまとめたただけなので、特許庁に確認してから要約版などを作るようにしていきたい。
- ・三会で違うことを説明してしまうことは怖い。特許庁確認後に三会で同じ要約版によって説明をしていけるとよい。
- ・特許庁は登録制度を広げたい。商売と考えている人と設計三会では話がかみ合わないことはわかっていて、制度が整ってくると変わってくるかもしれないので、これからも意見交換会は続けていくことは必要。
- ・今回の話では、弁理士業務の部分も多いと思うので、意見交換会の準備会段階でもよいので、参考に意見を聞くということも検討してみる価値があるのではないかな。

(2) 今後の業法制定運動の方向性について

○吉田調査役より、資料2により「建築士法抜本改正の提案（たたき台案）」が示され、説明された。主な内容は以下の通り。

- ・建築士法改正はこの委員会の大きなミッションであり、平成26年の改正の際には平成22年からWGがスタート、委員長・副委員長が会長・副会長という態勢であった。
- ・提案する新たな規定は以下の通り。
法律の目的及び名称の見直し、建築士事務所の業務内容及び「設計」の定義条文の見直し、建築設備士の業務範囲の見直し、開設者の要件規定及び業態に見合う建築士事務所の種別整理、

建築士法人の創設、小規模建築物の建築主の保護に関する規定強化。

○次のような意見交換を行った。

- 設計の定義を建築物情報モデルを構築するとしたところは意義深い。建築物生産の川上業務まで含めて設計業務とすることは大事。今後、新築が減って改修、維持管理などが多くなった場合、コンサルタントなどが素人目線で作ってしまって結果として建物所有者の利益にかなわないことが起こるので、そこまで含めて建築士の業務範囲であると言えるように設計の定義を大幅に見直すことができるとよい。

また、団体との関連でいうと建築士法人を一級の事務所としているが、J I Aとの兼ね合いもあるかもしれないが、士会・士会連合会との関係では微妙なところもあるのではないかな。地方へ行くと二級建築士事務所が結構ある。

- 今の二点のご指摘はもっともなところがあるので、委員会で議論していただきたい。

この提案書の法案要綱の次の実現に向けた取組みで、提案内容の詳細に関する追加的な調査研究、提案内容に対する建築士事務所関係者の理解と認識作り、建築界のコンセンサスづくり、国民の理解と消費者団体との連携、行政や関係議員への働きかけということを挙げている。まず、委員会でこの内容を検討し、最終的に委員会からの報告書とすることとした上で、実現に向けた取組みも併せて行っていかねばならない。

- 建築士でない人がかなりの部分を作ってしまった、我々建築士が何をやるのかというただ申請だけするみたいな話になりかねない現状がある。設計の前段階のどこをどうするかというような話をもう少し議論していかないといけない。今日もA Iの話聞いてきたが、A Iでかなりやってしまうみたいな話になった時に、今まで我々が図面や模型を作ってということの形がどんどん変わってくる可能性が心配される。
- これまで色々と三会の関係などで歴史があることがわかった。建築士の資格を持ってない者が、建築設計のようなことを結構やっているの、法律のことを知らないから違反建築物がどんどんできてしまう。既存の建築物を転用する時にやってしまっ

ている事例が結構多い。そういうものを規制することなどを議論してもらえればありがたい。

- リニューアル、改修などが多くなり、テナントデザインということでデザイナーと称してよくわからない人が入ってくる。そうすると建築士の業務独占はどうなるのか。これまではスクラップアンドビルドだったが、これからは再生ということが国土交通省の大きなテーマとなっている。そこに手をかけていかないといけなくなると業務独占などいろいろな問題が付加されていく。
- 改修や今後の維持管理に関する業務をどう扱うかという問題、レオパレス問題などの開設者の問題なども盛り込まないといけないかと感じている。今後の法人化の話はまだまだ生の意見のような気もするので議論いただければよいと思う。
- 三会の合意を考えるとお互いに会員を増やしていくことを目指す方向で合意できるのではないかな。建築士は士会、建築士法人の代表者はJ I Aの会員になるなど。
- 前回は三会だけでなく、日建連もぎりぎりのところで合意してくれた。日建連では設計・施工を認めているので設計委員会で共同提案に賛成するかどうかで意見が二つに分かれ、会長判断で賛成となった。そのところでも相当に気配りしながらやっていかないとと思っている。J B Nなどは設計施工で設計部隊がはっきりしている工務店だけだからよいが、それ以下のところ、全建総連などの問題がある。
- 建築士法人については小規模事務所などへはどう対応するか。今後いろいろな意味でこういう形にせざるを得ないという一つの考え方でもあると思うので、ここを少し議論したい。
- 株式会社にしていけば当然株式が相続財産になってしまうので創業者の開設者が建築士であっても相続されれば建築士ではない人に相続されるということになる。少なくとも建築士法人であれば、労務出資という形で必ず建築士が管理建築士相当の人でないと社員になれないので、継続するにはプロパーの中から選んで継承していくということになる。
- 資格者の団体である士会では二級、木造をないがしろにすると

大変なことになる。

- 今の制度を否定しているわけではない。今のままで継続できるということ。同時にAPECアーキテクトと同等とすることで法人化を促す。
 - APECも一級の法人ならできるということにしておけば、同じ話で二級、木造もこの文章の中から読める。地方では工務店併設の二級建築士事務所が多く、建築相談のトラブルも多い。そのあたりを我々の枠の中に取り込むことができるかということが法改正の一つの目的でもある。
 - そのために専業だけを切り出そうとしている。
 - 兼業も指導・監督できる団体になれるかということが大事。
 - 現実問題として、昔は設計施工でも技術力があつたが、今は大分なくなってきた。設計もそれに頼っていた部分があつたので今はそれが外に出だしている。それに対する法律対応など考えていかないといけない。
 - 事務所協会の会員の九割方は小規模の事務所、その人たちがもう少し活き活きと出来るようなことが何か必要だ。
 - 建築士の良心にまかせるという時代ではない。工事監理は士法の中ではなおざりにされている気がする。次の委員会までに委員で資料2を熟読して、問題点などを考えていきたい。
 - 工事監理については全くその通り。二つ目は施工会社ではないところが建築士事務所登録をしている場合があるが、そのようなところが不動産業、コンサルタント業務などの川上部分を担うことで問題が発生していることもあるように感じる。建築生産の新たな実態が出てきつつあるのでその辺りのところも今後の議論に入れていただけるとありがたい。
- 次回は、「建築士法の抜本改正の提案」について、さらに議論を進めるとともに、今後改正が予定されている四号建築物の特例の問題、省エネなどについて法改正前に提言等できないか考えていきたい旨、委員長より発言があつた。

次回開催日程 令和5年10月25日(水) 10:00～12:00
(配付資料)

第15回議事概要

資料1—1 意匠法意見交換会資料

資料1—2 意見交換会概要

資料2 建築士法抜本改正の提案(たたき台案)

■主な行事予定

令和5年

9月21日	通常理事会
25日	教育・情報委員会
26日	既存住宅状況調査専門委員会
28日	業務・技術委員会
10月 3日	広報・渉外委員会
6日	会誌編集専門委員会 業務開発専門委員会
12日	青年話創会2023鳥取・島根大会
13日	建築士事務所全国大会(鳥取・島根大会) 女性交流会2023鳥取・島根大会

令和5年8月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和5年8月1日～8月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 47団体 構成員 14,382事務所
 賛助会員 8社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	△ 3	980	4,105	23.9%	△ 1	284	29.0%
青 森		164	880	18.6%		44	26.8%
岩 手	+ 1	274	903	30.3%		74	27.0%
宮 城		326	1,796	18.2%		86	26.4%
秋 田		140	972	14.4%	△ 1	48	34.3%
山 形		207	1,064	19.5%		57	27.5%
福 島	△ 1	236	1,414	16.7%		70	29.7%
茨 城		429	1,807	23.7%		147	34.3%
栃 木	+ 2	166	1,273	13.0%		77	46.4%
群 馬		188	1,612	11.7%		88	46.8%
埼 玉		438	4,410	9.9%	+ 1	133	30.4%
千 葉	△ 2	337	3,200	10.5%		111	32.9%
東 京	+ 5	1,624	14,325	11.3%	+ 3	619	38.1%
神奈川	+ 4	758	5,719	13.3%	+ 1	231	30.5%
新 潟		303	2,139	14.2%	△ 1	131	43.2%
長 野	△ 1	380	1,988	19.1%		102	26.8%
山 梨		105	778	13.5%		13	12.4%
富 山		295	1,110	26.6%	+ 1	66	22.4%
石 川		312	1,201	26.0%		64	20.5%
福 井		197	906	21.7%		55	27.9%
岐 阜		117	1,322	8.9%		37	31.6%
静 岡		380	2,947	12.9%		124	32.6%
愛 知		502	4,886	10.3%	△ 1	138	27.5%
三 重	△ 1	181	1,149	15.8%		64	35.4%
滋 賀		185	1,092	16.9%		40	21.6%
京 都	+ 3	372	2,079	17.9%		107	28.8%
大 阪		803	6,201	12.9%		244	30.4%
兵 庫		353	3,074	11.5%		97	27.5%
奈 良		105	905	11.6%		25	23.8%
和歌山		110	714	15.4%		23	20.9%
鳥 取		116	467	24.8%		53	45.7%
島 根		115	611	18.8%		53	46.1%
岡 山		373	1,389	26.9%		71	19.0%
広 島		342	2,176	15.7%	+ 2	149	43.6%
山 口		104	965	10.8%		38	36.5%
徳 島		112	708	15.8%		20	17.9%
香 川		88	1,011	8.7%		19	21.6%
愛 媛	+ 1	193	1,148	16.8%		52	26.9%
高 知	+ 2	139	617	22.5%		35	25.2%
福 岡		469	3,193	14.7%	△ 1	180	38.4%
佐 賀	△ 2	177	508	34.8%		45	25.4%
長 崎		235	761	30.9%		45	19.1%
熊 本		228	1,367	16.7%		96	42.1%
大 分		148	804	18.4%		47	31.8%
宮 崎		113	1,010	11.2%		44	38.9%
鹿児島		281	965	29.1%	+ 1	87	31.0%
沖 縄	△ 1	182	1,279	14.2%		68	37.4%
計	+ 7	14,382	94,950	15.1%	+ 4	4,501	31.3%

※建築士事務所登録数(B)は令和5年4月1日時点の数字である。